

返戻金に関する事項

被採用者が自己都合により入社後 3 か月未満に甲を退職した場合、乙は退職時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還するコンサルティング料
入社 1 か月未満	80%
入社から 3 か月未満	50%

許可番号 10-コ-300342

一般社団法人アジア人材バンク

事務所の名称及び所在地 群馬県伊勢崎市宗高町 142 番地 1